

第26回原子力災害からの福島復興再生協議会
議事録

復 興 庁

第26回 原子力災害からの福島復興再生協議会

議事次第

日 時：令和5年2月25日（土）13:30～15:30

場 所：エルティ

1. 開会、挨拶
2. 国からの説明
3. 県からの説明
4. 意見交換
5. 閉会

1. 開会、挨拶

○竹谷復興副大臣 ただいまより、「第26回原子力災害からの福島復興再生協議会」を開催いたします。

本日、司会を務めます復興副大臣の竹谷とし子でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

まず、会議の開催に当たり、議長であります渡辺復興大臣から皆様に御挨拶を申し上げます。

○渡辺復興大臣 昨年末に復興大臣を拝命いたしました渡辺博道でございます。本日はお忙しい中、構成員の皆様にご参集賜りまして、心から御礼申し上げます。

私は過去にも復興大臣を拝命しておりましたが、まさに震災復興の司令塔としての機能を十分発揮して、対応していきたい。改めて覚悟を申し上げたいと思っております。

東日本大震災、そして、東京電力福島第一原子力発電所事故の発災から12年が経とうとしております。先月、被災地を私自身も訪問させていただきました。被災地の皆さん方にはそれぞれ御努力いただき、復興・再生に取り組んでいることに心から敬意と感謝を申し上げたいと思っております。

加えて、本格的な復興・再生に向けて多くの課題が存在すること、これは私自身も実感させていただいていますが、これをしっかりと腰を据えて対応してまいりたいと思っております。

特に、帰還に向けた対応であります。生活環境の整備、また、産業・なりわいの再生、移住・定住の促進、ALPS処理水の処分を含めた幅広い課題に対応していかなければならないと思います。

帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域の避難指示解除が進んでおります。また、特定復興再生拠点区域外については、今月7日に閣議決定しました「福島復興再生特別措置法」の改正案の早期成立を図りまして、帰還意向のある住民の皆様全員が一日も早くふるさとに戻るよう努力をさせていただきたい。そのように思っております。

また、この4月に設立予定の福島国際研究教育機構、いわゆるF-REIでございますが、このF-REIを、福島を始めとする東北の創造的復興の中核拠点として機能できますよう、研究開発、産業化、人材育成等の取組を進めるとともに、広域的にも波及できるよう、自治体、研究機関、企業などと連携して取り組んでまいりたいと思っております。

本日は、まさに初心に立ち返って皆様のお話を伺ってまいりたいと思っております。忌憚のない御意見を賜ればと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

○竹谷復興副大臣 続いて、野村農林水産大臣から御挨拶申し上げます。

○野村農林水産大臣 皆様、こんにちは。農林水産大臣の野村でございます。私は昨年8月にもこの会議に出ておりましたので、昨年に引き続き参加させていただいたところでございます。

昨年は福島県内の新規就農者が増加したことや、また、県内の沿岸漁業の水揚げが回復傾向にあることなど、明るい動きもございました。また、今年は残された復興再生拠点区域の避難指示解除や、あるいは福島国際研究教育機構の設立なども予定されているところでございます。こうした復興の流れを更に進めていきたいと思っております。

本日、皆様から頂く御意見、あるいは御指摘をしっかりと受け止めて、農林水産省として被災地の農林水産業の復興・再生に向けて全力で取り組んでまいりたいと思っておりますので、本日

はどうかいろいろな御意見を承りたいと思います。今日はよろしく願いいたします。

○竹谷復興副大臣 続いて、西村経済産業大臣から御挨拶申し上げます。

○西村経済産業大臣 皆さん、こんにちは。経済産業大臣の西村康稔でございます。本日は、お集まりいただき、御出席いただき、ありがとうございます。

東京電力福島第一原発の廃炉、福島の復興は、私ども経済産業省にとりまして何よりも最重要課題でございます。皆さんのお気持ちに寄り添いながらしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

まず、ALPS処理水の処分につきましてでありますけれども、これは着実な廃炉に向けて避けては通れない課題でございます。2021年4月の基本方針決定以降、1,000回以上の説明会、意見交換会、全国向けのテレビCM、あるいはウェブ広告による情報発信に取り組んできたところでございます。

また、三陸・常磐ものの消費拡大、「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」を昨年末に立ち上げまして、経済界、流通業界に働きかけを行い、風評対策、流通対策に向けた議論を進めているところであります。

本日、この後、県内の漁業者の皆さんとも意見交換会を行う予定にしております。ALPS処理水海洋放出に対する様々な御懸念、御要望をしっかりと御意見いただき、受け止めながら、安全の確保、風評対策に全力を挙げていきたいと考えております。

そして、昨年の大熊町、葛尾村、双葉町の特定復興再生拠点区域の避難指示解除に続きまして、浪江町、富岡町、飯館村において、この春の解除を目指し鋭意調整を進めているところでございます。解除後の地域で事業・なりわいの再建、新産業の創出に加え、芸術家の滞在制作などのソフトパワーによる魅力向上にも取り組んでいきたいと考えております。

さらに、この4月には福島イノベーション・コースト構想の具現化を進めるための中核的組織として、今お話がございました福島国際研究教育機構「F-REI」がいよいよ発足するわけであります。復興庁とも連携しながら、F-REIにおけます取組を含む研究開発、実証などの実用化に向けた取組の支援、また、スタートアップの重点支援、こうしたことによってイノベーション構想の推進を加速化させていく。そして、福島の復興のみならず、日本経済全体の産業競争力の強化につなげていく。そうした考えでございます。浜通り地域の自立的・持続的な産業発展も目指していきたいと考えております。

今後も新しい取組を是非打ち出しながら、福島の日も早い復興に向けて全力で取り組んでいきたいと考えております。様々な施策を実施していく際に、常に福島の皆さんのお気持ちに寄り添いながら、それに応えていく。その気持ちで取り組んでいきたいと考えております。

本日も忌憚のない御意見をお聞かせいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○竹谷復興副大臣 続いて、西村環境大臣から御挨拶申し上げます。

○西村環境大臣 環境大臣の西村明宏でございます。

まず初めに、本日御参集の皆様方の日頃よりの御尽力に心より感謝を申し上げたいと思います。環境省といたしましては、被災地の皆様方が安心して生活できる環境を取り戻すための取組を

しっかりと進めております。特定復興再生拠点区域におきましては、富岡町、浪江町、飯館村では除染や家屋等の解体が着実に進展し、除染後の空間線量率の低減状況等について、専門家による検証も行われたところでございます。引き続き、春頃の避難指示解除を目指して取り組んでまいります。

拠点区域外の取組につきましては、先ほど復興大臣から言及がございました福島復興再生特別措置法の改正案が成立した暁には、除染や家屋等の解体を迅速に実施するなど、希望する方の帰還の実現に向けて関係省庁と連携して取り組んでまいります。

除去土壌等の県外最終処分は、国としての約束でございます。重要な課題として、私自身、これまでも対話フォーラムに2回出席して、来月18日には仙台で開催する予定でございます。また、再生利用の実証事業につきましては、これまで福島県内で取り組んでまいりましたが、更なる一歩として、福島県外での実施について調整を始めたところでございます。

ALPS処理水の海洋放出につきましては、客観性、透明性、信頼性の高い海域モニタリングを行いまして、結果を国内外に分かりやすく発信することで風評の払拭を図ってまいりたいと思っております。

福島の復興はこれからも環境省としての最重要の課題でございます。引き続き全力を尽くしてまいり所存でございますので、本日は忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○竹谷復興副大臣 続いて、本日は磯崎内閣官房副長官が出席しておりますので、御挨拶をお願いいたします。

○磯崎内閣官房副長官 皆さん、こんにちは。内閣官房副長官の磯崎仁彦でございます。今日はよろしくお願い申し上げます。

まず、福島の復興再生に御尽力いただいております関係者の皆様方に心から敬意を表しますとともに、感謝を申し上げたいと思っております。

今回、私は、平成30年から令和元年の経済産業副大臣の時代を含めまして、この会議に出席させていただくのは5回目ということになります。今回の参加に当たりまして、当時の状況等もいろいろ思い出してみましたが、やはり福島の復興は一日一日前に向かって進んできているのだろうと思っております。

ただ、他方で、いまだに県内外で避難を余儀なくされている方が多数いらっしゃいますので、復興のスケジュールが進むにつれて新たな課題も出てきているのだろうと思っております。

また、私は、経済産業副大臣時代に福島を訪問しましたときに、非常にこれと思った言葉を書き留めておりました。それは、官民合同チームの五箇条の言葉でございまして、一つ、被災者の立場に立って取り組む。一つ、とことん支援する。一つ、聞き役に徹する。一つ、チームワークを大切にする。一つ、地域の復興への高い志を持つ。素晴らしい考え方だろうと思っております。この言葉をしっかり身につけながら、これからも取り組んでまいりたいと思っております。

原子力災害からの福島の復興・再生は、まさに内閣の最重要課題でございます。私も官邸の一員として、復興・再生に向けて最大の尽力をしてみたいと思っております。皆様におかれましても、引き続きの御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○竹谷復興副大臣 続きまして、福島県内堀知事から御挨拶をお願いいたします。

○内堀福島県知事 渡辺復興大臣、野村農林水産大臣、西村経済産業大臣、西村環境大臣、磯崎内閣官房副長官を始め、各省の副大臣、政府の幹部の皆さん、今日は福島によろこそお越しいただきました。皆さんには、福島の復興・再生にこれまで大変御尽力いただいていることに心から感謝を申し上げます。

また、先日、閣議決定をしていただきました福島復興再生特別措置法改正案において、特定復興再生拠点区域外における住民の皆さんの帰還を可能とする特定帰還居住区域の創設が示されました。これは帰還困難区域全ての避難指示解除に向けた大切な一歩であります。厚く御礼を申し上げます。

震災と原発事故から間もなく12年が経過します。昨年は帰還困難区域において初となる避難指示の解除が実現し、全町避難が続いていた双葉町においても特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されました。さらに、今年4月には、先ほど大臣からもお話があった福島国際研究教育機構が本格的に始動するなど、福島県の復興は新たなステージへと歩みを進めています。

一方で、今なお多くの皆さんが避難生活を続けておられます。避難地域の復興・再生、被災者の生活再建、風評と風化の問題、さらに、頻発する自然災害からの復旧や新型コロナウイルス感染症への対応など、福島県はいまだ多くの困難な課題を抱えています。

福島の復興はこれからも長い戦いが続きます。切れ目なく安心感を持って復興を進めていくためには、中長期にわたり、必要な財源や制度に加え、県や市町村において復興に取り組む人材が確保されることが極めて重要であります。引き続き、本県の復興に政府の皆さんが一丸となって取り組んでいただくとともに、福島復興の大前提となる廃炉作業の安全かつ着実な実施や、使用済み燃料の確実な県外搬出、そして、ALPS処理水の問題など、原子力災害に伴う様々な困難な課題に対し、最後まで責任を持って対応していただくようお願いいたします。

県としては、国、市町村、関係機関の皆さんと力を合わせ、直面する様々な課題にしっかり対応してまいります。また、併せて、福島県民の皆さんが復興を実感し、夢と希望を持つことができる未来を創るため、今後とも全力で挑戦を続けてまいります。

この後、この協議会において、福島県のそれぞれの自治体、あるいは関係の機関・団体の皆さんから今の真摯な思いのお話があります。是非そういった福島の思いを真摯に受け止め、政府として一丸となって福島の復興・再生に取り組んでいただくようお願いいたします。本日はよろしく申し上げます。

○竹谷復興副大臣 ありがとうございます。

それでは、報道関係者の方はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

2. 国からの説明

○竹谷復興副大臣 それでは、本日の議事進行に移らせていただきます。

本日は、国側、県側からそれぞれ説明の後、意見交換に移ります。

それでは、福島県の復興・再生に向けた取組状況について、事務局から説明させます。

○由良統括官（復興庁） 復興庁でございます。資料1について、私の方から御説明を手短かにさせていただきます。

資料の2ページから4ページは、まず「1. 避難地域を巡る現状」についてまとめてございます。避難者数、生活環境の整備、農林漁業の状況等の資料でございます。

3ページでございます医療・介護・福祉のところでは、今年2月に双葉町の診療所が開所したことなどを記載しております。

5ページに行っていただきます。「2. 特定復興再生拠点区域の整備」でございます。除染やインフラを進め、避難指示の解除を経て、復興に取り組んでまいります。被災自治体における職員確保も重要な課題でございまして、総務省と連携して、首都圏等の自治体を訪問して、職員派遣の協力を要請するなどの取組も行っております。

資料の6ページと7ページが拠点外についての取組でございます。2021年8月に決定いたしました政府の基本的な方針に沿って、7ページでございます法律（福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案）を今年2月7日に閣議決定し、国会に提出させていただいたところでございます。

資料の8ページ、9ページは移住・定住の取組でございます。帰還促進に加え、復興の担い手となる移住人材の確保ということで、仕事・求人情報を中心に発信の取組を進めており、12市町村と組んで、あるいは県と協力して移住の促進に取り組んでまいります。

10ページからは福島イノベーション・コースト構想及びF-REIについての資料でございます。11ページが基本的なF-REIの概要、12ページはF-REIの第1期が7年間の中期目標期間を設定しておりますので、7年間の取組を中心に歩みの方向性をお示ししております。

13ページは広域連携による効果の波及について、14ページはF-REIを支える関係閣僚会議の開催について御説明をしております。

16ページ以降は「風評払拭・リスクコミュニケーション」についての資料でございます。福島県の農林水産物等に係る情報発信、あるいはALPS処理水の理解醸成に向けた情報発信に取り組んでおります。

次のページ、特にALPS処理水については「1. 国内向け情報発信」「2. 国外向け情報発信」「3. 自治体による風評払拭の取組への支援」をそれぞれ御説明しているところでございます。

18ページ、19ページも引き続き風評払拭についての取組の一環でございます。

20ページに復興関係の令和5年度概算要求決定のポイントの資料を御紹介しております。

私からの説明は、以上とさせていただきます。

○竹谷復興副大臣 次に、東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策及び避難指示解除、産業復興の状況について、原子力災害対策本部から説明させます。

○片岡福島復興推進グループ長（内閣府原子力災害対策本部及び経済産業省） 内閣府原子力災

害対策本部及び経済産業省です。

資料2を御覧ください。

1 ページ、廃炉・汚染水・処理水対策の主な進捗でございます。1号機の内部調査を進めており、燃料デブリ由来の放射性物質を検知しております。また、堆積物をサンプリングいたしました。また、汚染水の発生抑制対策、JAEA大熊第1棟での分析作業を進め、F-REIと連携した分析人材の育成などの取組を強化いたします。

2 ページでございます。ALPS処理水の処分に向けまして行動計画を改定いたしました。地元の皆様との車座の対話、全国向け情報発信など、理解醸成に取り組むとともに、事業者の事業継続のための対策も講じております。安全対策、風評対策に一層注力いたします。

3 ページ、4 ページは、詳細でございます。

飛んで5ページをお願いいたします。国際的な理解醸成の取組といたしまして、IAEAによるレビューへの対応、各国政府への説明に取り組んでおります。

例えば、6 ページを御覧ください。太平洋諸国・地域の方々に対しまして、総理や一部の大臣からALPS処理水について丁寧に説明を行ってございます。

7 ページを御覧ください。昨年末「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」を立ち上げてございます。現在、官民を含めて850者以上が参加してございます。今月23日から「三陸・常磐ウィークス」と称しまして、多くの方々に三陸・常磐ものを味わっていただくことになってございます。

8 ページは、特定復興再生拠点区域での取組です。昨年8月までに葛尾村、大熊町、双葉町での避難指示が解除されました。浪江町、富岡町、飯館村の今春の解除に向けまして、住民や議会の皆様への御説明を進めております。

続きまして、9 ページでございます。特定復興再生拠点区域外での取組です。2020年代をかけて、帰還を希望する全ての方々が帰還できるよう、帰還意向調査等の取組を進めます。

10ページは産業復興に向けた取組です。事業・なりわいの再建、新産業の創出に加えまして、交流人口の拡大に向けた政策を展開してまいります。

11ページは事業・なりわい再建の事例でございます。福島県産品の販路開拓に取り組んでございます。

12ページはスタートアップ支援の強化です。実証フィールドの整備、あるいは実用化開発の支援拡充を通じまして、浜通りをスタートアップの先進地とすることを目指しております。

13ページでございます。企業立地の取組です。浜通り地域に社会課題解決にチャレンジする企業の進出が進んでおります。今後も企業立地支援を進め、創造的な復興の実現に向けて取り組みます。

14ページです。交流人口拡大アクションプランにつきまして、スポーツ（サイクル）や酒・グルメなどの分野で取組の具体化を進めております。

最後に、15ページでございます。福島浜通り映像・芸術文化プロジェクトです。映画での取組に加えまして、今後は演劇、音楽、現代アートなどにも活動の幅を広げ、浜通り地域の魅力向上に取り組めます。

本日は忌憚のない御意見をお願いいたします。

以上でございます。

○竹谷復興副大臣 次に、被災地の復興・再生に向けた環境省の取組について、環境省から説明をさせます。

○土居環境再生・資源循環局長（環境省） お世話になっております。環境省でございます。資料3に基づきまして御説明申し上げます。

1 ページ目でございますが、中間貯蔵施設につきましては、大変重い決断を大熊町、双葉町にさせていただきまして、受け入れていただき、計画した施設に関しましては、全て稼働ができており、本年1月末時点で累計約1,341万立方メートルが運び込まれたというものでございます。

今年度につきましては、特定復興再生拠点区域などで発生した除去土壌等を搬入しているというところでございまして、これまで発生した事故などの要因分析をきちんといたしまして、再発防止を徹底し、安全第一で進める所存でございます。

3 ページ目を御覧いただければと思います。特定復興再生拠点での除染・家屋解体の進捗状況でございますが、工事は順調に進んでおりまして、避難指示解除につながっているということでございます。今後につきましては、フォローアップをきちんといたしまして、それに基づく対応をさせていただければと思っております。

続く4 ページ目でございますが、国としてのお約束でございます中間貯蔵開始後30年以内での福島県外での最終処分を完了するため様々な活動をしておりますが、特に除去土壌等の減容、再生利用は極めて重要でございます。下のグラフにございますとおり、濃度の比較的低いものが全体の4分の3を占めるというところでございますので、公共工事など、適切な施工管理の下で可能な限り再生利用をしていきたいと考えております。

そのための具体的な取組といたしまして、5 ページ目でございますが、県内外での実証事業を進めようとしているところでございます。

左側、県内におきましては、飯舘村長泥地区での御理解を頂きまして、実証事業を行い、様々なデータを集めさせていただいておるところでございます。

また、県外につきましては、右下でございますが、環境省所管の施設につきまして、環境省職員等が管理できる場所で一定程度の施工スペースがある3か所で計画いたしまして、現在、実証事業につきまして住民への説明会を開始したところでございます。様々な御質問等を頂いておりますので、丁寧な御説明を尽くしてまいりたいと考えております。

6 ページ目ですが、県外最終処分・再生利用を進めるためには、国民全体での御理解を頂くということが極めて重要だということで、左から、全国での対話フォーラム、また、鉢植え等を設置して現状を把握いただく。また、飯舘村の長泥地区での現地の見学会など、様々な活動をしているところでございます。

最後、7 ページ目でございますが、福島県と締結させていただきました連携協力協定も踏まえまして、脱炭素まちづくりやグリーン復興などの支援をともにさせていただくとともに、これらの活動につきましては、下の部分でございますが、昨年11月に開催されました国連気候変動枠組条約締結国会議（COP27）などでもブース展示を行い、発信をするとともに、国内外のメディアに現地視察も行っていただくなど、取組の状況、福島復興の状況を発信しているところでござい

ます。

本日はよろしく願いいたします。

○竹谷復興副大臣 次に、福島への復興・再生に向けた農林水産省の取組について、農林水産省から説明させます。

○前島危機管理・政策立案総括審議官（農林水産省） 農林水産省でございます。資料4に基づきまして、福島への復興・再生に向けた農林水産省の取組を御説明いたします。

まず、農業について説明いたします。

表紙をおめくりいただきまして、1ページ下段真ん中を御覧ください。被災12市町村では、令和7年度末の営農再開目標面積1万ヘクタールに向けまして、73%と着実に進捗しているところでございます。

2ページ左側を御覧ください。農林水産省では、職員を派遣するなど、12市町村の農地の集積・集約化や営農再開ビジョンの策定を支援しているところでございます。また、右側のように農地の集積も進んできております。

3ページの右側を御覧ください。4月に設立予定の福島国際研究教育機構において実施する研究開発の1つに農林水産省が位置づけられております。実施に向けた準備を進めているところでございます。

4ページを御覧ください。左側にありますように、川内村ではハウスブドウの栽培やワインづくりなど、新たな取組が着実に広がりを見せております。右側にありますように、葛尾村、大熊町、双葉町の特定復興再生拠点区域におきましても、営農再開に向けて取組が進んでいるところでございます。

次に、森林・林業について説明いたします。

5ページを御覧ください。地震・津波被害に対しましては、海岸防災林の復旧事業は8割が完了しているところでございます。原子力災害に対しましては、森林整備と放射性物質対策とともに、6ページ右側にごございますように、シイタケなどの原木林の計画的な再生に向けた「里山・広葉樹林再生プロジェクト」の推進や、非破壊検査の活用などによる特産林産物の出荷制限の解除に向けた取組を進めてまいります。

水産業について説明いたします。

7ページを御覧ください。被災漁港は復旧し、産地市場も全て再開しております。

8ページを御覧ください。左下の沿岸漁業の水揚げ量は回復しつつあるものの、震災前の2割程度にとどまっております。引き続き「がんばる漁業復興支援事業」などによりまして、水揚げ量増加に向けた取組を後押ししてまいります。

9ページを御覧ください。令和3年4月のALPS処理水の処分方針決定を受けまして、漁業者の皆様が安心して事業を継続できるよう、引き続き徹底した生産・加工・流通・消費対策を実施してまいります。

最後に、風評払拭について説明いたします。

10ページを御覧ください。農林水産省では関係省庁と連携しながら食品中の放射性物質に関する情報発信を続けております。トリチウムに関する水産物モニタリングの結果の発信も始めてお

ります。6月に検査を始めて以来、全て検出限界値未満となっておるところでございます。

11ページを御覧ください。輸入規制につきましては、撤廃・緩和が進んでおりますが、残り12の国・地域の撤廃に向けまして、引き続き政府一体となって働きかけを行ってまいります。

以上でございます。

3. 県からの説明

○竹谷復興副大臣 次に「ふくしま復興・創生に向けて」について、福島県内堀知事から御説明をお願いいたします。

○内堀福島県知事 皆さんのお手元の資料5-1を御覧ください。

1ページ「避難地域の復興・再生」について。避難指示の解除の時期の違いなどにより、地域によって復興の進捗は大きく異なり、時間の経過に伴って課題も複雑化・多様化する中、復興のステージに応じた新たな課題に直面しています。

引き続き国・県・市町村等が連携し、帰還環境の整備を始め、営農再開の加速化、産業・なりわいの再生、医療提供体制・教育環境の整備、移住・定住の促進など、避難地域の復興・再生に向け、全力で取り組んでいく必要があります。

復興・再生に向けた具体的な取組を実行するためには、多様な担い手を確保・育成していくことが不可欠です。加えて、多岐にわたる復興施策をしっかりと進めていくため、地元自治体における人員確保に対する支援の充実・強化や、国等からの職員派遣の継続が必要です。

特定復興再生拠点区域外については、特定帰還居住区域の法制度化を図るとともに、様々な課題に関して地元自治体と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら全ての避難指示を解除し、国が最後まで責任を持って取り組んでください。

次、2ページ。「被災者の生活再建」です。

避難生活の長期化に伴い、被災者を取り巻く課題は個別化・複雑化しています。日常的な相談・見守り活動や健康支援、心のケア、教育環境の充実など、被災者の皆さんの生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を中長期的に継続するとともに、住民が安心して帰還し、生活できる環境づくりを推進することが不可欠です。避難地域等の医療提供体制の再構築に向け、医療施設等の再開・開設や、医療・福祉・介護従事者の確保・定着などに取り組む必要があります。

3ページ。「風評払拭・風化防止対策」です。

県産農林水産物について、全国との価格差が固定化しています。また、諸外国による県産食品の輸入規制がまだ継続されるなど、風評が根強く残る状況にあり、風化への対応も不可欠です。正確な情報や県産品等の魅力を国内外へ発信し、流通促進や販路開拓につなげるとともに、ホープツーリズムの推進などにより観光誘客の促進に取り組む必要があります。

「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」や「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」等に基づき、政府一丸となって万全な風評・風化対策を講じてください。

4ページ。「福島イノベーション・コースト構想」です。

福島ロボットテストフィールドでの活用事例が増加し、関連企業の立地が進むなど、構想の取組の成果が着実に現れています。引き続き関係機関と連携し、関連産業の集積や実用化開発の支援、人材育成、交流人口の拡大などに取り組むことが重要です。

今年4月には福島国際研究教育機構が設立されます。機構の円滑な始動はもとより、機構設立の効果が広域的かつ早期に発現されるよう、国・市町村・関係機関等と連携しながら、機構を核とした広域ネットワーク形成の促進や周辺環境整備を推進する必要があります。

5 ページ。「地域産業の再生及び新産業の創出」です。

本県全域の産業復興を図るため、地域産業の再生、企業誘致の促進による産業集積や地域の雇用創出が必要です。避難地域の営農再開はもとより、生産から流通、消費に至る全体を捉えた総合的かつ強力な対策を継続するとともに、福島ならではのブランド力強化や産地評価を回復するための取組を進める必要があります。

「再生可能エネルギー先駆けの地」や「水素社会」、「福島新エネ社会構想」の実現に向け、再生可能エネルギーの最大限の活用、関連産業の集積などの取組を着実に進めることが重要です。

6 ページ。「環境回復及び復興を支えるインフラ整備」についてです。

除去土壌等搬出完了後の仮置き場等の原状回復等を始めとする県内の環境回復に向けた取組の確実な実施が不可欠です。法律に定められた国の責務である除去土壌等の2045年までの県外最終処分に向け、国民の理解醸成を確実に推進するとともに、県外最終処分に向けた具体的な方針・工程を早期に明示し、県民・国民の目に見える形で取組を加速してください。

被災地における復旧工事の早期完了はもとより、ふくしま復興再生道路や避難地域の道路整備、復興祈念公園の整備等に加え、小名浜港における国際物流ターミナル整備等の事業や、カーボンニュートラルに向けた取組等について、国・県・市町村が連携して更に推進していく必要があります。

7 ページ。「第2期復興・創生期間以降における取組の推進」です。

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故から間もなく12年が経過する今もなお、復興に向けた課題は現在進行形で生じているなど、本県の復興はいまだ途上にあり、今後も長く厳しい戦いが続きます。県民が不安や懸念を抱くことなく、福島復興を実感し、未来に夢や希望を持てるよう、復興に向けた取組を着実に前進させていく必要があります。

第2期復興・創生期間の財源フレーム決定後に新たに生じた課題や必要なニーズに対応するためにも、財源に不足が生じることがないように、必要に応じて財源フレームの見直しを行ってください。

昨年末に決定された税制改正の大綱において「息の長い取組をしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保する」と明記されたところであり、これも踏まえ、第2期復興・創生期間後も安心感を持って復興を進めるために必要な財源や、復興を支える制度をしっかりと確保することが極めて重要です。

恒久法である福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針、福島復興再生計画に記載した取組を着実に実行していくことが大切であるとともに、復興の進捗や現場のニーズに応じて施策等の見直しを図るなど、柔軟かつ機動的な対応も必要となります。引き続き国・

県・市町村・関係団体等が連携を密にし、現場主義に基づき、県民の声に丁寧に耳を傾け、地域の実情を丁寧に把握しながらきめ細かな対応を行うことが不可欠であります。

皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

4. 意見交換

○竹谷復興副大臣 ありがとうございます。

それでは、御出席の皆様にご議論いただければと思います。

誠に勝手ながら、出席者名簿の下から順に御指名をさせていただきます。

なお、発言につきましては、各代表3分をお願いいたします。

それでは、福島県農業協同組合中央会、管野代表理事長、お願いいたします。

○管野福島県農業協同組合中央会長 それでは、御指名いただきましたので、私の方から現在抱えている問題点等を説明申し上げて、要望としたいと思っております。

まず、避難地域の復興・再生の部分でございますが、来年度より福島国際研究教育機構が設置され、国内外の英知を結集し、創造的復興に向けた先進的な研究開発と人材育成での成果が期待されるところであります。当機構の5つの研究分野に農林水産業を位置づけていただけたことに、農業団体として感謝を申し上げているところであります。

被災地の営農再開面積は令和3年度末の実績として42.6%と、進捗しておりますが、今後、避難指示解除が遅れた地域で営農再開に取り組むとなったときは、担い手不足が最大の課題となっております。

これらにつきまして、IT技術やロボット技術等を取り入れた超省力型のスマート技術の開発・普及が望まれております。そのためには、これまで国内で取り組まれている研究テーマの延長線にとどまることなく、世界の英知を結集した、まさにこの研究教育機構でしか取り組み得ない技術開発にチャレンジする必要があると考えているところであります。

また、ロボット技術の農業分野への応用等については、第2分野の農業と第1分野のロボット技術の横断的な取組が必要であり、同機構の5つの分野が、縦割りでなく部門横断的な取組を行うことが大きな成果を発揮するようにお願い申し上げたいと思います。

2つ目ですが、営農再開の促進に向けた継続支援についてであります。本質的な高付加価値産地形成に向けて福島県高付加価値産地展開支援事業が措置され、パックライス事業やカット冷凍野菜事業に取り組む加工流通業者と連携して、産地づくりの取組が進みつつありますが、それら加工流通業者へ原料を供給する産地振興対策は途上にあることから、国と県の指導による産地協議会での生産計画の策定・推進をお願いしたいと思っております。

また、今後、避難指示解除が遅れた地域及び特定復興再生拠点区域への営農再開を加速化、産地育成については、担い手の農業機械や格納施設、ハウス等の取得、さらには本質的な物流体制の整備のための集出荷予冷・貯蔵施設、あるいは堆肥等のストックポイントの整備などが必要であります。

令和8年度以降の福島県高付加価値産地展開支援事業の予算確保に向けた検討を開始していた

だきたいと思っております。併せて、新規参入、移住・定住等による担い手確保に向けた行政による住環境整備事業の取組強化もお願いしたいと思っております。

それから、風評払拭対策ですが、今年からいよいよALPS処理水の海洋放出が始まります。国と東電による国内外の理解醸成に向けたコミュニケーションの徹底や、生産・加工・流通・消費の各段階での風評抑止対策の効果が出るよう期待しております。万が一、処理水放出後に風評被害が確認された場合は、迅速かつ十分な賠償がなされますよう、国が東電を強力に指導していただきたいと望むところであります。

以上、よろしく申し上げます。

○竹谷復興副大臣 続きまして、福島県商工会議所連合会、渡邊会長、お願いいたします。

○渡邊福島県商工会連合会長 福島県商工会議所連合会の渡邊でございます。

東日本大震災から間もなく12年となりますが、この間、国におかれましては、本県の復興・再生に向けて主体的かつ積極的に取り組んでいただき、感謝を申し上げます。

私から、この場をお借りして、3つの事項についてお願いを申し上げます。

初めに、風評被害の払拭と県産品の販路開拓支援の充実についてでございます。

東日本大震災から12年が経過した今も、諸外国で福島県産農林水産の厳しい輸入規制が続き、福島県を訪れる観光客や教育旅行も震災前の水準には回復しないなど、農林水産業や観光業を中心とした風評被害が継続しております。さらに、時間の経過とともに震災そのものの風化という問題も発生し、その被害が長期化・複雑化しているのが実情です。

については、福島県の風評被害払拭並びに諸外国による輸入規制の早期解除、失われた販路の回復に向けて、国内外における放射能と食品の安全性について、リスクコミュニケーションの推進、福島県に関する正しい情報の発信強化、福島県産食品に対する輸入規制の早期解除に向けた取組強化、風評払拭につなげるための福島県各地の魅力を発信する観光プロモーションへの支援強化をお願いしたいと思います。

2つ目は、ALPS処理水の海洋放出に伴う風評対策並びに賠償の徹底についてでございます。

政府は、本年1月13日に、今年の春から夏頃にALPS処理水の海洋放出を開始する方針を決定しましたが、海洋放出による新たな風評の発生が、水産業や観光業への影響はもとより、復興の妨げになることを強く懸念する声が寄せられております。海洋放出に向けて、その安全性の説明を国内外へ徹底しPRを行うこと、並びに風評は必ず発生するという前提の下、地域、業種、期間を限定せずに支援策を講じていただきたいと思います。

また、迅速かつ適切な賠償が行われるよう、国が前面に立って東京電力とともにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後に、福島イノベーション・コースト構想等の推進についてでございます。

廃炉やロボット技術に関連する研究開発やエネルギー関連産業の集積等を通じて、浜通りの産業雇用の再生を目指す取組が進められております。同構想については、地域への経済効果の波及が重要であり、進出企業と地元企業とのビジネスマッチング支援や新ビジネス立上げ支援、高校等と研究機関が連携した構想の推進を図っていただきますようお願いいたします。

特に構想の中核をなす福島ロボットテストフィールドについては、入居の促進、隣接工業団地

等への立地支援のほか、産業・観光への活用支援等、地域に大きな効果がもたらされるよう、支援を講じていただけるようお願いいたします。

また、政府の2023年度当初予算には、浪江町に設置される福島国際研究教育機構に対する予算が計上される見込みでありますので、同機構を核として今後は様々な最先端の研究開発事業が展開されることになるかと思っておりますので、地元中小企業や小規模事業者も主体的に参入できるよう、さらには県内全体に効果が確実に普及されるよう、周知強化を行っていただけるようお願いいたします。

以上3点、よろしくようお願いいたします。

○竹谷復興副大臣 続きまして、相馬地方市町村会、杉岡代表、お願いいたします。

○杉岡相馬地方市町村会代表（福島県飯舘村長） 皆様、こんにちは。飯舘村長の杉岡誠です。この場をお借りしまして、日頃から大変お世話になっておりますこと、御礼を申し上げます。

私からは、相馬地方市町村会を代表して、インフラ等の環境整備としての国土強靱化政策の着実な実施について要望いたします。

相馬地方においては毎年様々な災害が発生し、住民生活基盤に深刻な影響を与えております。

これらの激甚化・頻発化する自然災害に対し、住民の生命と財産を守るためには、これまで取り組まれてきた災害対策を継続的かつ加速的に実施し、インフラを再整備する必要があると認識するところです。

については、以下5点について要望いたします。

1番目に、高規格幹線道路網のダブルネットワーク化、暫定2車線区間の4車線化等の道路ネットワークの機能強化、無電柱化等の実施による災害に強い道路整備を行うこと。

2番目に、抜本的な河川改修と都市部の浸水対策を充実・強化すること。

3番目に、橋梁やトンネル等の老朽化に備え、予防・保全による構造物の安全性を確保すること。

4点目に、上下水道の管路や施設の耐震化・耐水化と老朽化対策を推進するなど、防災対策の充実・強化を図ること。

5点目に、防波堤補強やカントリークレーン整備等、港湾施設の災害対策を充実・強化すること。

以上5点についてであります。

これらは相馬地方を始め、避難地域、ひいては福島県全体の再生と発展に向けてのものであると思っておりますので、重ねて要望させていただきます。

以上であります。

○竹谷復興副大臣 続きまして、双葉地方町村会、篠木代表、お願いいたします。

○篠木双葉地方町村会代表（福島県葛尾村長） 双葉地方町村会副会長で葛尾村長の篠木でございます

渡辺復興大臣、野村農林水産大臣、西村経済産業大臣、西村環境大臣、磯崎内閣官房副長官を始め、国・県の皆様におかれましては、被災地復興のため日々御尽力いただきまして、改めて感謝を申し上げます。

私からは4点ほど申し上げさせていただきます。

1点目につきましては、避難指示区域の取扱いについてであります。特定復興再生拠点区域外の取扱いにつきましては、地元住民に寄り添った対応はもとより、帰還意向のない方々の土地・家屋等の取扱いなどの課題を解決して、避難指示区域の最終的な全面解除に向けた取組の加速化をお願いいたします。

2点目は、ALPS処理水の処分及び安全・確実な廃炉作業の実施についてであります。特にALPS処理水の処分につきましては、双葉地方の地域住民はもとより、県民及び国民の十分な理解が必要不可欠であります。丁寧な説明を重ねるとともに、正確な情報を分かりやすく繰り返し発信するようお願いいたします。

3点目は、原子力損害賠償についてであります。原子力損害賠償につきましては、昨年12月の原子力損害賠償審査会において、中間指針第5次追補が決定されましたので、改めまして東京電力に対し、丁寧かつ迅速に対応するよう御指導をお願いいたします。

4点目は、最後は福島イノベーション・コースト構想の推進と国際研究教育機構についてであります。福島イノベーション・コースト構想の強力な推進を図り、新産業創出と産業集積や人材育成、交流人口の拡大となりますようお願いいたします。

また、福島国際研究教育機構につきましては、創造的な復興の中核拠点として世界トップクラスの研究機能等を整備していただくとともに、その効果が双葉郡を始め福島県全域に波及するよう、通信網を含めた様々なインフラの整備をお願いいたします。

私からは以上でございます。

○竹谷復興副大臣 続きまして、福島県原子力発電所所在町協議会、吉田代表、お願いいたします。

○吉田福島県原子力発電所所在町協議会代表（福島県大熊町長） 福島県原子力発電所所在町協議会代表の大熊町長の吉田でございます。

私からは2点要望いたします。

まず、1点目です。特定復興再生拠点区域外の対応についてであります。

帰還を希望する方の土地を除染し、避難指示解除につなげるという方針については、まずは入口が開いたと認識しております。しかし、帰還されない方の家屋解体や除染については、何らの方針も示されておられません。朽ちていく我が家を見ているつらさ、火災や防災・防犯上の危険性などを考慮しますと、早急に対策を取る必要があります。

政府は、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全ての避難指示を解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意を示されております。やむを得ず帰還を断念された方に対する除染や解体の方針について、これらについても早急に示されるようお願いいたします。

続いて、2つ目でございます。避難地域の復興財源の確保についてであります。

大熊町では昨年6月末に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、近隣自治体においても避難指示解除が進んでおり、本格的な復興によりやく着手できるようになったばかりであります。地域によって復興の進捗は大きく異なっております。極端に遅れた地域の復興を前進するため、

震災復興特別交付税措置や福島復興加速化交付金、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金などの財源措置についても、第2期復興・創生期間後も中長期的にわたる財源の確保、そして、弾力的な運用をお願いいたします。

以上でございます。

○竹谷復興副大臣 続きまして、福島県町村会、遠藤代表、お願いいたします。

○遠藤福島県町村会長（福島県広野町長） 福島県町村会長を務めております広野町長の遠藤です。御指導、御支援を賜りまして、深く御礼を申し上げます。

私からは3点申し上げます。

1点目は、廃炉に向けた着実な取組であります。

福島第一原子力発電所の廃炉は当県復興の大前提でありますので、世界の英知を結集し、国の総力を挙げて取り組むようお願いいたします。特に原子炉圧力容器を支える土台の損傷や燃料デブリの取り出し延期など、県民が不安に感じる事象が生じておりますので、安全確保を徹底するよう東京電力を指導し、廃炉作業に不信感を抱かれないようにしていただきたいと思っております。

また、廃炉において不可欠なALPS処理水の処分は、海洋放出に向けた準備が着々と進んでいる一方で、漁業関係者などから今も反対する声があり、理解が十分に得られているとは言い難い状況にありますので、当県だけではなく我が国全体の問題として、一層の理解醸成、風評抑制対策に確実に取り組んでいただくとともに、当県への風評はまだ根強いものがありますので、これまでの取組を更に強化いただくようお願いいたします。

なお、風評抑制対策を講じて風評被害が生じた場合は、適正な賠償が行われるよう東京電力を指導・監督いただきたいと思います。

さらに、使用済燃料や燃料デブリなどの放射性廃棄物の処分についても、具体的な処分方法の議論を進め、県外において適切に処分するようお願いいたします。

2点目は、復興に向けた確実な施策の推進についてであります。

3年目を目途に行うとされる現・復興の基本方針の見直しに当たっては、当県の実情や課題など、市町村の声に耳を傾け、その意見を的確に反映いただきたいと思います。

また、帰還困難区域では、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に続き、新たに特定帰還居住区域を設定する考えが示されるなど、帰還に向けた動きが加速するものと期待されておりますが、帰還意向のない方々の土地・家屋の取扱いなどの課題がありますので、地元町村の意向を十分に踏まえ、拠点区域外の復興・再生に向けた取組の具体化を図るとともに、帰還困難区域全てで避難指示を解除し、最後まで責任を持って取り組んでいただきますようお願いいたします。

さらに、原子力災害から確実に復興を果たすためには、国による十分な財源と長期的な支援が必要でありますので、切れ目なく安心感を持って復興を進めることができますよう、第2期復興創生期間以降においても柔軟な制度と十分な財源確保により対応するよう、併せてお願いいたします。

3点目は、公平・公正な賠償の実施に向けた東京電力への指導についてであります。

昨年3月に確定しました判決を踏まえた賠償の中間指針の見直しが行われましたが、これまで東京電力は指針を賠償の上限とする対応が見られますので、改めて指針に明記されたとおり、指

針が示す損害額はあくまでも目安で賠償の上限額ではないことを東京電力に深く認識させ、被害者に寄り添った適正な賠償を行うよう御指導願います。また、指針で対象地域として明示されなかった地域においても、公平・公正な賠償が行われるよう、東京電力による自主的賠償を含め、強く指導いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○竹谷復興副大臣 続きます、いわき市、下山田副市長、お願いいたします。

○下山田福島県いわき副市長 いわき市副市長の下山田と申します。福島復興・再生に御尽力いただき、改めて感謝申し上げます。

本日は、内田市長が別件公務のため出席ができませんので、私の方から3点について申し上げます。

まず、1点目としては、安全かつ着実な廃炉についてでございます。

ALPS処理水の理解醸成活動として、全国でテレビCMが放送されました。継続して実施するなど、関係者の理解が十分得られるよう、理解醸成に全力での対応について、お願い申し上げます。

また、原発事故に係る賠償金について、中間指針が改定されました。東京電力の速やかな賠償、この賠償に対する真摯な対応について、国からの御指導をお願いいたします。

2点目でございますが、福島イノベーション・コースト構想の推進についてでございます。具体的には風力発電の取組に関する、福島国際研究教育機構との連携に関することです。

本市は、風力発電産業を原発に代わる浜通り全体に波及する基幹産業とすべく、地域企業がメンテナンスの知識や技術を獲得する認証制度について、今、取り組んでいるところでございます。国においても、福島新エネ社会構想にも代表されるように、福島での風力産業の育成・振興も掲げられ、その人材育成についても進めるとしてありますが、研修受講料の低減など、より多くの人材輩出に向けた支援の検討をお願い申し上げます。

また、育成した企業の長期的な活躍が期待できる、浮体式や低風速といった新たな市場を本県沖で形成することも重要です。これらにつながる次世代技術開発を速やかに確実に進め、実証から実用化までの取組を本県沖で実施いただきますようお願い申し上げます。

それから、F-REIにつきましては、本年4月の設立に向け、鋭意準備を進められており、その御苦労に敬意とお礼を申し上げます。本市においても、昨年7月に産学官の関係機関によるF-REIとの連携に向けた協議会を設立いたしました。また、新年度からは庁内にF-REI連携企画官という担当を配置いたします。今後、F-REIが設置する協議会などにも参画し、F-REIとの連携をしながら、福島復興と本市の未来を見据えた更なる進展を図る考えです。共同研究の環境整備などの産業振興の面、福島工業高等専門学校の充実などの人材育成の面、研究者の利便性向上などのまちづくりの面において、様々な観点での連携が期待されるものであります。

3点目になりますが、地方に共通の課題でもあります医師不足についてでございます。

本市の人口10万人当たりの医師数は国・県平均を下回っております。原発事故による避難者約1万8,000人も含めた市民の命や健康を守るため、医師の確保は急務でございます。医師会や病院協議会といわき市医療構想会議を立ち上げ、医師不足解消に向け、今、調査研究を行っております。医療の側面から復興を支えるため、医師多数地域から都道府県を越えての誘致や、県・市町

村が実施する医師確保対策への支援をお願いいたします。

最後になりますが、お願い申し上げました項目などを実現するためにも、復興に係る財源につきましては、引き続き国におきましてしっかりと確保していただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○竹谷復興副大臣 続きまして、会津総合開発協議会、室井代表、お願いいたします。

○室井会津総合開発協議会代表（福島県会津若松市長） 会長を務めております会津若松市長の室井でございます。国・県の皆様方には、日頃より復興に向けて御尽力いただいております。改めて感謝を申し上げます。

それでは、私から会津地方17市町村を代表し、2点お願いを申し上げます。

初めに、福島県全体の均衡ある復興・再生についてであります。

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域は、国・県の復興事業により、道路、港湾などの社会インフラの復旧はもとより、環境対策やエネルギー政策に係る様々な事業の展開により、災害に強いまちづくりと新たな産業基盤の構築が進められております。

一方、会津地方の社会インフラへの被害は、県内他地域に比べて大きくはなかったものの、原発事故の風評により地域経済の活力が低下している状況に加え、大規模地震や豪雨災害など、近年多発する自然災害への対応が喫緊の課題であることから、会津地方も含めた福島県全域の均衡ある復興・再生を実感できるよう、道路整備や河川改修など、インフラ施設の更なる整備促進について要望いたします。

また、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針に関しましては、昨年12月の見直しにより賠償の対象が拡大されたところでありますが、会津地方を含めた福島県内全域の現状を適切に把握し、地域の分断を生まないよう住民視点に配慮し、被害実態に見合った適切な指針の見直しが図られるよう、また、町村会からもありましたように、東京電力へも強く指導するよう要望いたします

2点目は、風評の払拭についてであります。

原発事故から12年、いまだ風評は根強く、幅広い産業に様々な影響を及ぼしておりますが、特にALPS処理水の取扱いにつきましては、漁業関係者のみならず、農林業などの関係者に対しましても丁寧な説明を行い、国の責任により万全の対策を講じていただくようお願いいたします。

とりわけ農業分野においては、様々な農産物や食品等の輸出拡大など、明るい兆しが見受けられますが、米価の低迷や野生キノコ・山菜の出荷制限は継続されており、産業・なりわい再生に向けては大きなハードルとなることから、国におかれましては、米を始めとする農産物の価格向上策や、稲作農家の視点や実態に寄り添ったきめ細やかな経営安定策の具現化を始め、野生キノコ等についても、各種基準値の妥当性や合理性を検証されるよう継続して要望いたします。

結びになりますが、今後とも会津地方を含む福島県全体の復興に向けた施策の充実について、重ねてお願い申し上げ、会津総合開発協議会からの要望といたします。

○竹谷復興副大臣 続きまして、福島県市長会、立谷代表、お願いいたします。

○立谷福島県市長会代表（福島県相馬市長） それでは、福島県市長会から、西村両大臣（西村経済産業大臣、西村環境大臣）に特にお願いしたいこととして、放射能教育の問題です。これについては再三、私は申し上げてきましたが、福島県の子供たちが遺伝的に将来に禍根を残すので

はないかという調査（福島県の復興状況や放射線の健康影響に対する意識や関心・理解などに関するアンケート調査・第5回意識調査（三菱総合研究所：2022年6月実施））を行ったところ、今回も4割弱の方がやはりその可能性があると思っていらっしゃる結果でした。これは差別につながっていくと思います。

放射能教育が必要ということを再三、申し上げてまいりました。今日はALPS処理水のトリチウムの話が結構出ていますが、私がこんなことを言ったら失礼かもしれないですが、この会場の中に、トリチウムの放射線はどういったものなのか、その透過性、細胞浸潤性がどのくらいあるのか、正確に言える人が一体何人いるのかなと思うのです。そこが一番のポイントだと思うのです。

今、化石燃料のエネルギーがこれだけ逼迫している中で、将来に向かってこの国をしっかりとしようとしたときに、放射能に対する国民的な理解、リテラシーというのが非常に大事になってくると思うのです。こういう言い方をしたら大変失礼かもしれませんが、あまりにも理解が進んでいない。それはエネルギー問題に対してもそうだし、トリチウムに対する風評被害に対してもそうですし、我々東日本大震災の被災地、特に福島県において非常に暗い影になっている一つの大きな原因だろうと思います。

続いて、今、いわき市から話がありましたが、医療資源の枯渇・逼迫している問題です。新型コロナウイルスの流行で大変厳しい思いをしましてまいりました。いわき市の救急病院がなかなか立ち行かなくなっているのです。

それだけではないです。これはいわき市ではないですが、某市の市立病院では土日に当直する人材がいないのです。土日の当直のために、某大学病院から手を挙げてくれた外科の医師の協力を得ています。そのくらい逼迫しているのです。

とても厳しい状況にあるので、福島県に対する医療の助成は地域医療再生臨時特例交付金となっているのですが、これは臨時ではなく、引き続きお願いしたいということを渡辺復興大臣に特別にお願いいたします。

それから、ALPS処理水の風評被害についていろいろ出ていますが、私は、放出した後、処理した後にしっかりと市場調査をして、風評被害というものを定量化するというをしっかり積み重ねていくしかないと思うのです。

これは放射能教育が低迷しているということとも大きく関係することだと思います。被害は被害としてしっかりと補償していただくということをしないと、我々の地域はますます低下していくのではないかということを懸念するわけです。

それから、ALPS処理水の問題だけではなくて、例えば、相馬市なのですが、生活ごみを焼却するたびにセシウムを含んだ灰が出るわけです。これは何年で終わるということではありませんので、被害に変わりはないことですから、続く限りしっかりと保障していただきたいということでございます。

それと、移住・定住のことについて、渡辺大臣から先ほど温かい御意見を頂いたと思っておりますが、移住・定住というのが成立するためには、移住者の生活根拠がしっかりとないといけないと思います。移住した方が定住ということになったときに、生活の基盤がしっかりとないといけません。

例えば、それが漁業の場合、漁業環境が整っていないと定住するということは成立しないと思うのです。農業法人が水耕栽培のイチゴ農園をやっているのですが、人を募集する際、やはり収入の不安定ということが一つのネックになる。そういった意味では、地域産業をどうやって移住・定住の下支えにするかということが大きな問題だと思います。

したがって、西村経済産業大臣に特にお願いしたいのですが、企業誘致に対する助成・支援が必要です。例えば、福島イノベーション・コースト構想に関連した企業誘致等が当然期待できるわけです。津波被災地の補助金が4月で切れるのですが、そこから先はどうか。12市町村は当然ですが、やはり福島県全体の問題として捉えていただきたいです。

移住・定住を考えた際に、そこでの生活の糧ということを考えたとき、正規職員での採用ということをお越しいただくことを考えなければならない。これは企業だけではなくて、漁業でも農業法人などでも生活の糧を考えることが大事だと思うのです。その手立ての1つに企業誘致に対する助成ということもあろうかと思うのです。そういうところをしっかりと踏まえた上で、移住・定住というのは総合的な政策になります。少子化対策の一つの決め手というか、一つの手段ということにもなると思いますので、是非そのような支援を今後ともお願い申し上げたい。

ちょっと長くなりましたけれども、福島県市長会からは以上です。

○竹谷復興副大臣 続きまして、福島県議会、渡辺議長、お願いいたします。

○渡辺福島県議会議長 県議会議長の渡辺であります。

ただいま各団体の皆さんから様々な発言がありましたが、これらにしっかりと対応するようにお願いした上で、私からは、視点の重複は多少ありますが、改めて4点を申し上げさせていただきます。

1点目は、ALPS処理水の処分と風評対策についてです。

政府はこの1月に、放出の実施時期の目標を今年春から夏頃とする方針を確認したところです。このことについては、国民や県民の理解を深めていくことが極めて重要であります。昨年からテレビ・新聞などによる広報が実施されましたが、なお一層の理解促進に向けて取組強化を図っていくべきと考えます。

また、東京電力は風評被害が生じた場合の賠償基準を公表しましたが、実態に合わない賠償額の算定、また、打切りが発生しないよう、東京電力に対しまして指導の徹底をお願い申し上げます。

2点目は、廃炉の安全・確実な実施についてです。

福島の復興には廃炉の完遂が必須であります。一部工程に遅れが見え始めております。作業が安全に行われることは大前提であります。F-REIでの今後の研究成果、また、世界の英知の結集によりまして確実に工程が進むよう、東京電力を指導してください。

また、除去土壌の2045年までの県外最終処分に向けまして、全国での理解醸成活動を一層強化するとともに、最終処分地の選定に係る具体的方針や工程を早期にお示し願いたいと思っております。

3点目は、特定復興再生拠点区域外の対応についてであります。

特定帰還居住区域の創設は、帰還困難区域の避難指示解除に向けた一歩であると受け止めてお

ります。今後、自治体の意向も十分に踏まえながら作業を加速させるとともに、課題である帰還意向のない方の土地や家屋の取扱いについて、方向性を早急に示していただきたいとお願い申し上げます。

最後に、4点目は、ビルド・バック・ベターの考えに基づく復興の推進についてであります。

いわゆる創造的復興を実現するためには、イノベ構想の更なる推進が必要でありますし、F-REIにも大いに期待しているところであります。是非とも内容が充実した目標・計画を策定していただきまして、世界的な成果を挙げていただきたいと考えます。

また、研究者と家族が安心して暮らせる研究タウンを構築していただき、一般の方も移住したいと思えるような広域的な復興のまちづくりを推進していただきたいと考えております。

最後に、本県の復興・再生は長い時間を要するものであります。復興特別所得税の議論もあったところではありますが、財源をしっかりと確保いただき、皆様には引き続き本県の復興に向け、御尽力いただきますように重ねてお願い申し上げます。

以上です。

○竹谷復興副大臣 それでは、国から御回答を申し上げます。

まずは、渡辺復興大臣からよろしく願いいたします。

○渡辺復興大臣 内堀知事を始めとします各関係団体の皆様方からの御要望をしっかりと受け止めさせていただきたいと思っております。

その中で、まず、避難地域の復興・再生についてであります。

福島の本格的な復興・再生には息の長い対応が必要であるとともに、復興が進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応していかなければならないと思っております。

被災自治体における職員確保のニーズは、引き続き高いものと認識しており、総務省等と連携しながら、今後とも地域の実情に応じた職員確保を支援してまいりたいと思っております。

移住・定住の促進についてもありましたけれども、今年度から移住者の住宅確保支援を強化しており、引き続き支援をしてまいりたいと思っております。

帰還困難区域に係る対応に関し、特定復興再生拠点区域については、昨年には葛尾村、大熊町、双葉町で避難指示が解除されました。残る富岡町、浪江町、飯館村についても、本年春頃の避難指示解除の実現に向けて着実に取組を進めてまいります。

また、拠点区域外については、2020年代をかけて、帰還意向のある住民の皆様方が帰還できますよう、避難指示解除の取組を進めていくという一昨年8月の基本的方針を実現するため、福島復興再生特別措置法の改正案を今国会に提出したところでございます。改正案の早期成立を図り、帰還意向のある住民の皆様方の全員の日も早い帰還を目指して取り組んでまいりたいと思っております。

次に、避難者の生活再建について申し上げます。

被災者が置かれた多様な状況に対応するため、被災者の心のケア・見守り、コミュニティ形成支援などの自治体の取組について幅広く支援しており、引き続き被災者一人一人に寄り添った支援に取り組んでまいりたいと思っております。

医療・福祉サービスの提供体制についても、地域医療再生基金等を活用しつつ、医療機関や介

護施設等の運営支援を継続してまいりたいと思います。そこで、立谷市長から特に私に御指名がありまして、医療人材の確保についての意見も頂きました。被災自治体のニーズに対応したきめ細かな支援を行うため、これまでも地域医療再生基金によって、県外から医療従事者を雇用する医療機関への人件費等の支援や、県内医療機関での勤務を希望する医学部生の就学資金対応などを支援しております。引き続き厚生労働省や被災自治体等と連携しながら、地元のニーズ等を踏まえながら、医療提供体制の確保に向けて着実に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、風評払拭・風化防止対策について申し上げます。

風評影響の払拭に向けては、国民や関係者の御理解と御協力が大事であります。政府としましても継続的に丁寧に説明を尽くしていく必要があります。中でもALPS処理水の処分は先送りできない重要な課題であります。一昨年4月の「基本方針」及び本年1月に改定された「行動計画」を踏まえて、決して風評影響を生じさせないという強い決意の下、政府一丸となって風評対策に全力で取り組んでまいりたいと思います。

また、今年度実施した有識者との意見交換会において御助言があった、情報発信のアイデアやノウハウを生かした取組を進めるとともに、福島県産品の販路拡大や福島県への観光客の呼び込みについても支援してまいります。

次に、福島イノベーション・コースト構想について申し上げます。

これまで本構想に基づき研究開発や産業集積の芽が出始めてきたところであり、4月設立予定のF-REIは、この構想を更に発展させ、創造的復興の中核拠点として研究開発や産業化、人材育成の取組を加速してまいります。準備年度に当たる本年度から先行的な研究にも着手しているところであり、企業・大学・研究機関等と連携し、国内外に誇れるF-REIならではの研究を推進してまいります。

また、地元自治体を含めた法定の協議会の開催や、地元との対話等を通じた広域連携による効果波及を図ってまいります。加えて、研究人材等を集積させるためには生活環境の充実が重要であり、福島県や市町村が取り組むまちづくりと緊密に連携してまいります。

復興を支えるインフラ整備につきましても、関係省庁や福島県、市町村の皆様と連携してまいります。

最後に、原子力災害被災地域においては、引き続き本格的な復興・再生に向け中長期的な対応が必要であります。昨年末に閣議決定された令和5年度政府税制改正大綱でも、「息の長い取組をしっかりと支援できるよう、確実に復興財源を確保すること」について盛り込まれているところであり、中長期的な対応が必要となる復興事業についても、引き続き予算の確保を含めて、国が前面に立ち責任を持って取り組み、地元の皆様とともに緊密に連携しながら福島の復興・再生に向けて全力を尽くしてまいります。

私からは以上でございます。

○竹谷復興副大臣 続きまして、野村農林水産大臣から回答をお願いいたします。

○野村農林水産大臣 いろいろな御意見を賜りまして、ありがとうございました。全ての御質問等にお答えはできないかと思いますが、ただ今復興大臣からもお話がございましたので、私は3点について申し上げたいと思います。

まず1つは、知事さんからの説明の中でもございましたが、今、非常に復興に向けてのいろいろな槌音が聞こえてきておりますが、新たな産品としてブドウ等が取り組まれておりまして、これの醸造施設、いわゆるワイナリーをお造りになるとか、あるいは私は鹿児島出身なのですが、鹿児島ではなく福島で甘藷を作って、それを加工して大阪のお菓子屋さんが進出されるという話も聞いておりまして、こういった形で生産と加工、販売、ここまで一貫した体系ができ上がっていきますと、そこに就業する人たちも出てきますし、また、活気も出てまいりますので、是非そうした取組に対する必要な関連予算も確保しながら、復興施策を着実に実施してまいりたいというのが1つでございます。

特にその中でも、加工・流通業者等への原料供給体制ができませんと、今度はこれをどこかに運んでやるということもなかなか大変になるわけでありまして、いわば生産から加工、販売まで一貫体制で取り組むといったような仕組みを是非とも今後とも御支援申し上げていきたいと思っております。

それから、先ほど来、輸入規制の話が何人かの方から出ておりましたが、御承知のように、当初は輸入規制は55の国・地域があったのですが、現在、12の国・地域に限定されるようになりました。先月、私はドイツに行きまして、ドイツで世界の農業大臣会合がございましたので、特にEUの皆さん方とバイ会談をやりまして、何とかこの輸入規制を撤廃してくれということバイ会談の中でもやりまして。

といいますのも、とにかくこういう規制をかけているのはEUやロシアといった限られた国・地域だけですよということも申し上げたり、イギリスやアメリカが撤廃しているにもかかわらず、なぜEUだけがこういう形でかたくなに規制をかけるんですか、ということを実は申し上げて、そして先週、政務官がヨーロッパに行き、その話をしてくれたそうでありまして、今、とにかく二重、三重にそのことを言っております、4月にはG7の農業大臣会合が宮崎県で開かれることになっておりますので、それに対しても私どもの方から、輸入規制の撤廃につきまして、是非とも再度このことをお願いをしていこうと思っておりますのでございます。

最後に、ALPS処理水の話であります、情報発信や、あるいは水産物のトリチウム検査を実施しまして、風評が生じないような最大の努力をしてみたいと思っておりますので、先ほど来、これは、多くの方がおっしゃいましたので、このことについては、関係省庁と連携して万全を期していきたいと思っておりますのでございます。

私も福島の復興状況を見ながら思っておるのですけれども、今回、研究開発等も進んでいきますので、現場の課題を解決するためのいわば「スマート農業」、いろいろな技術を使った農業に転換していく必要があるのではないかと。それにはロボットなり、あるいはいろいろなドローンなり、こういったスマート農業化というのが非常に全国的にも進みつつありますので、省力化もできますし、非常にスピードも出てまいりました。

したがって、こういった研究開発も一方では進めながら、是非とも取り入れていただきたい。また、それに対する助成も考えていかなければならないと思っておりますので、今日頂きました御意見も持ち帰りまして、また農水省内でも検討させたいと思っておりますのでございます。

○竹谷復興副大臣 続きまして、西村経済産業大臣から回答をお願いいたします。

○西村経済産業大臣 たくさんの御指摘、御要望を頂きました。できる限りお答えしたいと思います。

まず、多くの皆さんからALPS処理水の処分につきまして御要望、御指摘を頂きました。基本方針決定以降、漁業者の皆さんや地元の皆様、また、生産・流通・販売に関わる方々を含めて、安全対策、風評対策について繰り返し説明させていただいております。また、昨年12月にはテレビCM、また、私自身もウェブ動画で全国発信をさせていただきました。国際社会においても、国際会議、2国間の対話の場、様々な外国、外交団、メディアに対しても説明を行い、また、海外紙でも広告記事掲載など、科学的根拠に基づいて透明性を持って丁寧に説明をしてきているところであります。

立谷市長からもございましたトリチウムについても、除去するのはなかなか難しいのですが、皮膚も通過せず、水と一緒に体外に出るということでありますけれども、それでもなお国の基準から40分の1の基準で排出・処分する予定にしております。さらに、WHOの飲料水の基準の7分の1の基準で海洋放出する予定でありますので、そうしたところを含めて丁寧に説明していきたいと思っております。

それから、もう既にIAEAが複数回にわたって来てくれて、レビューを行っております。グロッシ事務局長も次のように述べておられます。放出は環境にいかなる害も与えることはないと確信しているというコメントをもらっているところでありますが、その上で、更にレビューを重ねて、本年前半には海洋放出前のレビューの結論を含む包括的な報告書が公表される予定でありますので、そうした報告書を国際機関にもしっかりと説明し、見てもらえればと思っております。

漁業者の方々の不安にお応えしていくということで、一時買取りとか保管、風評に対する基金300億円、更に、事業継続のための基金500億円を計上しているところであります。安心して事業を継続していくための対策を総動員して、厳格な安全性確保と風評対策の徹底、国内外の理解の醸成に引き続き取り組んでいきたいと思っております。この後も漁業者と意見交換をさせていただく予定にしております。

併せて、廃炉についてであります。これまで東京電力の小林会長、小早川社長に対して、本当に安全性をしっかりと確保するよにということで、些細なミスも許されないと、緊張感を持って作業を進めてほしいということを私も何度も強くお伝えし、また、住民目線で丁寧に分かりやすい情報提供に取り組んでいくことを指導もしてきているところであります。

これまで汚染水発生量の低減とか、使用済燃料プールからの燃料取り出しを進めるということできているわけですが、御指摘がありましたように、燃料デブリ取り出しについては、安全性を高めて実施する観点から、試験的取り出しの工程が見直されたものの、英国企業とのロボットアームの共同開発などの取組を進めております。引き続き廃炉の着実な実施に向けて、F-REIを通じて得られる知見も含め、国も前面に立って、内外の英知を結集し、取組を進めていきたいと考えております。

廃炉についての様々な説明会も行っておりますが、学生に向けた理解醸成についても、1年前

の2022年2月に福島県内の高校生と廃炉に関する情報発信について考えるワークショップを開催し、また、リーフレットを作成し、幅広くお配りしているところであります。いずれにしても、引き続き廃炉、ALPS処理水の海洋放出については、科学的根拠も含めて丁寧に説明していきたいと思っております。

それから、帰還困難区域における対応についても多数の御意見を頂きました。2020年代をかけて、帰還意向のある住民の方々が全員帰還できるよう取り組むのが基本的な方針であります。昨年夏以降、住民の皆様への帰還意向調査を各自治体と連携して順次実施してきているところであります。帰還の御意向を踏まえて、安全・安心に万全を期すとの考えの下、除染の範囲などについて、各自治体とも十分に協議させていただきながら、避難指示解除に向けた取組を進めていきたいと考えております。

残されております土地・家屋等の取扱いにつきましても、引き続き重要な課題であります。政府方針に基づいた取組を進めつつ、どのような形で対応できるか、引き続き検討を進めたいと思っております。その上で、将来的に帰還困難区域の全ての避難指示解除を実現すべく、責任を持って取り組んでいきたいと思っております。

それから、F-REIにつきましては、もう既にいろいろな御意見を頂き、説明もあつたところでありますけれども、経産省としては研究開発テーマとしてロボット、エネルギー、放射線の産業利用などを提案しており、令和5年度からの本格的な実施に向けて準備を進めていきたいと思っております。

その上で、地元事業者の参画を含めて、研究開発成果の産業化、地元での雇用創出、人材育成に向けて、実証・実装フィールドの整備、復興まちづくりにおける最先端技術の活用、地元の高専と連携など、関係省庁と連携して取組を加速化させていきたいと思っております。F-REIがまさにイノベ構想の具現化を進めるための中核的存在となつて、福島創造的復興に資するよう、引き続き積極的に参画していきたいと思っております。

立谷さんから補助金のお話がございました。津波の補助金については、後で太田副大臣から説明してもらおうと思っておりますが、御存じのとおり、自立補助金は令和5年度の予算でも141億円を計上しております。これまでの基金総額は1,000億円を超えます。これは非常に人気がありまして、特に（立谷市長が）おっしゃった福島イノベーション・コースト構想との関連であれば、重点分野であれば大企業でも4分の3の補助が出るということで、中小企業は5分の4の補助が出ますので、大変人気があると聞いておりますので、しっかり予算を確保して、雇用の場を作るということで対応していきたいと思っております。

それから、福島の新エネ社会構想ですが、引き続き再エネの導入拡大、水素の社会実装を進めていきたいと思っております。今朝も郡山の産総研の研究所を視察させていただきました。それぞれの自治体と連携しながらいろいろなプロジェクトを進めています。先般、私自身も広野の地中熱の視察をさせていただきました。風力発電のメンテナンスに従事する人材育成事業とか、あるいは産業拠点の創出、研究開発拠点の機能強化などを図っていきたいと思っております。洋上風力の導入検討については、県や自治体ともよく相談しながら必要な支援を行っていきたいと考えております。

水素については、私も以前に見させていただきました浪江のプロジェクトを含め、今日も郡山

でも、水素を合金に吸着させて貯蔵するという研究開発も進んで、もう実装化が進みそうなところでもあります。世界有数の規模の水電解装置を用いた福島水素エネルギー研究フィールドの実証をはじめ、県内工場で水素を活用した熱需要の脱炭素化に向けた実証、あるいは水素ステーションのさらなる整備促進、いわき市と郡山市における燃料電池・小型トラックの実証などを通じて、水素社会のモデル構築に向けた県の取組を支援していきたいと思っております。

取り急ぎ私からは以上であります。頂いた御意見をしっかりと受け止めて、対応していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○竹谷復興副大臣 続きます、西村環境大臣から回答をお願いいたします。

○西村環境大臣 環境省の施策につきましても様々な御意見を頂きまして、誠にありがとうございます。

まず、帰還困難区域の復興・再生について申し上げたいと思っております。

拠点区域外につきましては、まず、希望する方の帰還の実現に向けまして、福島復興再生特別措置法の改正法案が成立しました際には、特定帰還居住区域内での除染や家屋等の解体を迅速に実施するなど、地域の皆様とよく御相談しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ALPS処理水の処分に係る風評被害対策の徹底についてでございます。

ALPS処理水の処分につきましては、環境省は海域環境のモニタリングを担当しているところでございます。今年度からモニタリングを開始いたしまして、昨年11月にはIAEAによる現場の確認を受けたところでございます。また、海洋放出の開始後はモニタリングを強化・拡充する予定であります。客観性、透明性、信頼性の高いモニタリングを行い、結果を国内外に分かりやすく発信するという、風評被害の払拭や抑制につなげてまいりたいと考えております。

また、除去土壌等の県外最終処分に向けた取組についてでございます。

除去土壌等の福島県外最終処分につきましては、国としての約束であるとともに、法律にも規定された国の責務でございます。この責務を果たすために、環境省では全国での対話フォーラム、一般の方を対象とした実証事業の現地見学会、また、私の環境大臣室にも置いておりますけれども、官邸や関係省庁への除去土壌を用いた鉢植えの設置、こういったことによってできるだけ多くの皆様に周知をするとともに、県外最終処分、再生利用に関する理解醸成の努力をしっかりと積み重ねてまいりたいと考えております。

さらに、福島県外での除去土壌の再生利用が重要であると考えておりまして、昨年12月から環境調査研究所と新宿御苑において、それぞれ住民説明会に着手したところでございます。県外最終処分に向けましては、2016年に定めた方針に沿いまして技術開発等を進めております。また、2024年度までに、最終処分場の必要面積や構造につきまして、実現可能な幾つかの選択肢を提示することとしております。その上で、2025年度以降に、最終処分地に係る調査・検討・調整など、それまでの取組の成果を考慮しながら進めてまいります。今後とも県外最終処分の実現に向けて、具体的な取組を着実に前進させてまいりたいと考えております。

その他、頂いた御指摘につきましては、小林副大臣より回答させていただきます。

以上です。

○竹谷復興副大臣 続きます、小島復興副大臣から回答をお願いいたします。

○小島復興副大臣 復興副大臣の小島敏文でございます。頂きました御意見に対しまして、私から御回答を申し上げたいと存じます。

まず、杉岡村長から国土強靱化について、また、室井市長からは福島県全体の均衡あるインフラ整備の推進につきまして御意見を頂きました。近年、激甚化・頻発化している自然災害から命と財産を守るために、また、会津地方を含めまして、福島県内全域の活力向上につながるためにも、幹線道路網や河川、上下水道、防波堤、港湾施設等のインフラ整備を着実に進めることが重要であると考えております。復興庁といたしましても、こうした取組が継続的かつ加速的に実施されるよう、引き続き関係省庁と連携してまいりたいと考えております。

次に、立谷市長からは放射線教育について御意見を頂きました。復興庁が中心となり策定しております「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」におきましては、放射線教育を重要項目の一つとして位置づけておりまして、福島県内だけではなく、福島県外の児童・生徒にも正しい情報が伝わるよう、取組を進めているところでございます。

このため、文部科学省におきましても、放射線副読本を各学校等に配布いたしまして、周知をしているところでございます。また、最近の状況を踏まえまして、デジタルコンテンツの活用などの改定を適宜行ってきているところでございます。今後とも広く授業での活用を促進してまいりたいと考えております。

また、復興庁といたしましては、今年度の新たな取組といたしまして、全国8か所の高等学校に職員を派遣して出前授業を実施し、福島県の空間線量が海外主要都市とほぼ同水準であること等の情報を含め、復興の現状等を講義いたしまして、風評の払拭に向けて生徒と一体となって考える機会となっているところでございます。

引き続き、関係省庁と連携し、放射線教育と風評の払拭にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

私からの回答は以上でございます。

○竹谷復興副大臣 続きまして、太田現地対策本部長から回答をお願いいたします。

○太田原子力災害現地対策本部長 経済産業副大臣と現地対策本部長を仰せつかっております太田房江でございます。

まずは、本日頂きました御要望をしっかりと受け止めさせていただきます。

そして、私の方からは、大臣のお答えに加えて補足いたしまして、幾つかの点を申し上げたいと思います。

まずは、ALPS処理水の処分に伴う賠償についてであります。

ALPS処理水の処分に伴う風評被害の賠償につきましては、昨年末に東京電力が賠償基準を公表いたしまして、現時点の考え方を示したところでございます。引き続きまして、関係団体等から個々の御事情を丁寧にお伺いして、地域・業種の実情に応じた賠償がなされるように東京電力を指導するとともに、国も前面に立ってこれに対応してまいります。

次に、中間指針第5次追補に係る賠償についてでございますけれども、中間指針第5次追補の策定に係る対応につきましては、東京電力の小早川社長に対しまして、第5次追補を踏まえ、迅速かつ着実な賠償を実施するよう指導を行ったところでございます。その際、被害者の心情にも

配慮した誠実な対応、皆さんに寄り添った対応がしっかり行えるようにということを伝えたところであります。

今回の第5次追補では、指針は賠償の上限額ではないということが改めて明記されておりますので、引き続き東京電力に対して、中間指針の趣旨を踏まえて損害の実態に見合った適切な賠償が行われるよう指導してまいります。

次に、放射性廃棄物の県外処分について言及がございました。廃炉に伴い生じます放射性廃棄物につきましては、今、安全確保を大前提に、福島第一原発の敷地内での保管・管理を行っております。コンテナの補修・交換等、保管状況の改善を随時行っております。

今後、処理・処分に関しましては、燃料デブリ取り出しの進捗等を踏まえまして、まずは廃棄物の性状や発生量といった全体像を把握する必要がございます。引き続き廃棄物の安全管理や処分について東京電力を指導していくとともに、現在、廃炉や廃棄物処理まで含む方針をしっかりと国で議論しているところでございますので、国も最後まで責任を持って対応させていただきま

す。

次に、福島イノベーション・コースト構想に関してでございますけれども、福島イノベーション・コースト構想は、大臣のお話にもございましたとおり、なりわい再建と並ぶ産業復興の両輪の一つでございます。更なる構想の推進のために、福島ロボットテストフィールドが大変注目を浴びておりますが、ここを中核とした産業の集積、進出企業と地元企業のマッチングの支援などを継続していくとともに、スタートアップについても、今、政府が大変力を入れておりますが、この実用化開発支援の強化等にも取り組んでまいります。

また、立谷相馬市長様からは津波補助金のことについてお話がございました。津波補助金につきましては、来年度で終了ということでございますが、この津波補助金は場所や地域がかなり限定しておりましたので、来年度で終了ということにはなりますけれども、自立補助金の方で相馬市を含む15市町村のイノベ構想に関わる企業立地を、今、15市町村と地域も広げ、しっかりと支援していきたいと考えております。

この自立補助金については、財源確保につきましても多くの要望を受けております。これについても我々はしっかり留意して、自立補助金による企業立地の推進を進めてまいりたいと考えております。また、もし具体的な御要望がございましたら、是非お伺いをしたいと思っております。よろしく願いいたします。

それから、先ほどの福島イノベーション・コースト構想に関連して、内堀知事から併せて交流人口の拡大もしっかりやってほしいという御要望がございました。県や15市町村とも連携しながら、今、交流人口拡大アクションプランに基づいたスポーツ（サイクル）や酒・グルメなどをテーマにした具体的な取組を進めさせていただいておりますけれども、これに更に尽力してまいりたいと思います。

それから、地域の復興・再生に向けた取組の推進に関しましては、今申し上げました地域産業の再生、産業集積の推進、雇用創出に向けて、事業・なりわいの再建と新たな企業の呼び込みに加えて、今申し上げましたそれらを後押しする交流人口の拡大ということをまさに一体的に進めていく必要があると考えております。

特に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された地域については、復興に向けた取組はまさに緒に就いたばかりでございますので、復興のステージに応じて必要な支援が地域に届くように、引き続き被災地での事業再開に向けた取組や実用化開発、企業誘致、交流人口の拡大に向けた支援に取り組むとともに、必要な予算の確保についてしっかりと努力してまいりたいと思います。

本日頂きました様々な御意見、ありがとうございました。引き続き全力で取り組んでまいります。

○竹谷復興副大臣 続きまして、小林環境副大臣から回答をお願いいたします。

○小林環境副大臣 環境副大臣の小林でございます。

私からは2点お答えをいたします。

まず、放射能に対する理解を深める放射能教育であります。

環境省が昨年度実施したアンケートでは「福島県で次世代以降の人に放射線による健康影響が起る可能性がある」と回答した人が全国で40%に上るなど、依然として偏見が根強い現状にあります。

環境省では「つむぐ、つなぐ、つたわる。ぐるぐるプロジェクト」において、全国の企業や大学などを対象としたセミナーを開催する等により、差別や偏見の払拭に取り組んでおります。今後も情報の受け手の特性に応じて発信内容を工夫するなど、戦略的な広報を行ってまいります。関係省庁等との連携も必要であるかと私は考えております。

2点目でございますが、除去土壌等の搬出完了後の仮置場等の原状回復であります。

土地の返却、これは返地といいますが、返地後の土地利用計画について、土地所有者や地元自治体等の関係者と調整した上で、必要な原状回復工事を実施し、土地所有者に返地することといたしております。特に震災前は農地であった仮置場については、営農再開に向けた取組を促進するため、福島県や地元市町村、土地所有者、担い手農家などの関係する皆様と相談をした上で、農地の形状復元や地力回復のために必要な措置を講じております。引き続き関係省庁による支援事業と連携しつつ、仮置場の原状回復を着実に進めてまいります。

以上です。

○竹谷復興副大臣 続きまして、尾身総務副大臣から回答をお願いいたします。

○尾身総務副大臣 総務副大臣の尾身朝子でございます。

総務省より回答させていただきます。

内堀福島県知事より、被災地方公共団体における人材確保について御発言がございました。総務省では、全国市長会及び全国町村会と連携して、地方公務員の中長期派遣に係る調整を行っております。令和5年度の派遣調整に向けては、避難指示の解除地域等での復旧・復興を進めるための人材確保が重要という福島県の状況を踏まえ、大臣書簡による派遣の協力依頼等の例年の取組に加えまして、復興庁とも連携し、各都道府県、指定都市、中核市、特別区に対するオンライン説明会の開催や、派遣実績のある団体等への個別訪問の実施など、派遣の働きかけに係る取組を強化したところでございます。今後とも福島県の実情を丁寧に向い、引き続き、復興庁や地方3団体などと連携して、被災地方公共団体における人材確保に係る取組を進めてまいります。

また、福島原子力発電所所在町協議会の吉田代表より、避難地域の復興財源の確保について御

発言がございました。令和3年に閣議決定された「東日本大震災からの復興の基本方針」において、第2期復興・創生期間以降、引き続き実施される復旧・復興事業について、震災復興特別交付税による支援を継続することとしております。今後とも必要な復旧・復興事業を確実に実施できるよう、被災自治体への支援に万全を期してまいります。

以上でございます。

○竹谷復興副大臣 私からも、頂いた御意見に対してお答えを申し上げます。

中間指針の見直しについて、室井市長から被害実態に見合った適切な指針の見直しについて御意見を頂きました。昨年12月に中間指針の見直しが行われましたが、本日頂いた御意見につきましては、文部科学省にもしっかりとお伝えさせていただきます。

また、野生キノコ等の出荷制限についての御意見に関し、食品中の放射性物質の基準値については、国として検証を実施するとともに、食品の出荷制限については、関係省庁と連携しながら、引き続き見直しに向けて取り組んでまいります。

本日、国側から回答申し上げたもの以外にも、皆様から頂いた様々な御意見をしっかりと受け止め、引き続き福島の復興・再生に全力で取り組んでまいります。

頂いた御意見に対する国からの回答は以上とさせていただきます。

ここで内堀知事からお願いいたします。

○内堀福島県知事 大臣の皆さんを始め、政府の皆さんには、我々福島県の思いをしっかりと受け止めていただき、それぞれのお立場で真摯な回答を頂きました。原子力災害に伴う課題は複雑・多様であります。県民の皆さんそれぞれが悩み、あるいは葛藤を抱えておられます。だからこそ今後も現場主義を徹底していただきながら、県民の皆さんの声に真摯に耳を傾け、第2期復興・創生期間、そして、それ以降においても、引き続き財源の確保を始め、強い決意を持って復興に向けた取組を進めていただきたいと思います。

私達も福島の復興・再生のため、全力で挑戦を続けてまいります。皆さん、引き続きの御尽力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

○竹谷復興副大臣 それでは、最後に、渡辺復興大臣から締めくくりの御挨拶を申し上げます。

○渡辺復興大臣 今日は、内堀知事を始め関係団体の皆様方、御参加をしていただき、有意義な意見交換ができたこと、心から感謝を申し上げる次第でございます。

今後の復興政策に対して本当にいろいろな御意見を頂きました。我々復興庁のみならず、経産大臣、農林水産大臣、環境大臣それぞれが、一つとなって復興をなし遂げようといった意思是共通だと私は思っております。そのためにも、私自身は、現場主義を徹底して現場の声を聴いていく。これが私の政治信条であります。

さらには、現場主義のみならず、このような協議会において皆様方との意見交換ができる。本当にこれは有意義な会だと思っております。今後も福島復興のために我々は全力で取り組んでまいりますので、皆様方のより一層の御協力を心からお願い申し上げ、感謝の気持ちとして御挨拶とさせていただきます。

本日は本当にありがとうございました。

5. 閉会

○竹谷復興副大臣 ありがとうございます。

本日の会議資料につきましては、全て公表とし、また、議事については、構成員の確認を頂いた上で、復興庁ホームページにおいて速やかに公表させていただきます。

会議の内容については、この後のぶら下がり記者会見において渡辺復興大臣からブリーフィングを行います。

本日の会議はこれで終了させていただきます。ありがとうございます。

(以上)